

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



8月20日(土)の日経新聞の遺族年金の解説は、わかりづらい！！

まず、私たちが、知っていなければならないことは、国の年金制度には2つの制度があるということです。一つは、自営業を営んでいる夫婦が加入する国民年金と夫婦の両方とも又は一方が会社員や公務員である方が加入する厚生年金があります。(日経新聞の例1が未掲載、例2と例3が特にわかりづらい、例4の可能性を無視している。)

国民年金の事例を挙げます。

- 例1 夫(40歳)、妻(35歳)ともに自営業を営んでいます。2人とも国民年金の保険料を払っています。2人には、10歳の子供がいます。そこで、夫または妻が亡くなった場合、子のある配偶者に対して、基本額の77万7,800円に加算額23万3,800円を加えた額100万1,600円が毎年支給されます。但し、10歳の子供が18歳の年度末までしか支給されません。

次に、遺族厚生年金の事例を挙げます。

- 例2 夫の老齢厚生年金は、年額120万円。妻は、会社勤めはしませんでしたので、妻の老齢基礎年金は年額78万円でした。この場合夫が亡くなると、

夫の年金

老齢厚生年金 年額 120万円	妻の年金
老齢基礎年金 年額 78万円	老齢基礎年金 年額 78万円

妻の年金は、夫の老齢厚生年金の $\frac{3}{4}$ に自分の老齢基礎年金の全額つまり、

$120万円 \times \frac{3}{4} + 78万円 = 168万円$ が一年間支給されます。月額6.5万円から月額14万円に増額されます。

- 例3 夫婦とも共働きの場合、夫の老齢厚生年金が120万円、妻の老齢厚生年金が80万円の場合。夫が亡くなった場合、妻は3通りの受給の仕方があります。

夫の年金

老齢厚生年金 年額 120万円	妻の年金
老齢基礎年金 年額 78万円	老齢厚生年金 年額 80万円
	老齢基礎年金 年額 78万円

$$\textcircled{1} \text{ 夫の老齢厚生年金の} \frac{3}{4} = 120 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 90 \text{ 万円}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{2} (\text{夫の老齢厚生年金の} \frac{3}{4}) \text{の} \frac{2}{3} + \text{妻} \cdot \text{自分の老齢厚生年金の} \frac{1}{2} &= 120 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} \times \frac{2}{3} + 80 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \\ &= 60 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円} \end{aligned}$$

③妻の老齢厚生年金=80万円

この場合は、②の計算の仕方が1番多く妻は受給できます。

ここで、妻自身は、自身の老齢厚生年金の80万円を受給できますので、夫の遺族厚生年金は(100万円-80万円)=20万円が支給されることになります。

妻の厚生年金は、自分自身の老齢厚生年金80万円+遺族厚生年金20万円の100万円が支給されます。図に書くと、以下のようになります。

遺族厚生年金 年額 20 万円
老齢厚生年金 年額 80 万円
老齢基礎年金 年額 78 万円

妻の年金額は、自分の老齢基礎年金78万円+自分の老齢厚生年金80万円+遺族厚生年金20万円
 $= 78 \text{ 万} + 80 \text{ 万} + 20 \text{ 万}$
 $= 178 \text{ 万円}$ つまり $178 \div 12 \text{ 月} = 14.83 \text{ 万円} \approx 15 \text{ 万円}$
 月額15万円の支給となります。

例 4 夫婦とも共働きの場合、夫の老齢厚生年金が120万円、妻の老齢厚生年金が80万円の場合。
 妻が亡くなった場合、夫は3通りの受給の仕方があります。
 夫の年金

老齢厚生年金 年額 120 万円	妻の年金
老齢基礎年金 年額 78 万円	老齢厚生年金 年額 80 万円
	老齢基礎年金 年額 78 万円

$$\textcircled{1} \text{ 妻の老齢厚生年金の} \frac{3}{4} = 80 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 60 \text{ 万円}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{2} (\text{妻の老齢厚生年金の} \frac{3}{4}) \text{の} \frac{2}{3} + \text{夫} \cdot \text{自分の老齢厚生年金の} \frac{1}{2} &= 80 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} \times \frac{2}{3} + 120 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \\ &= 40 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円} \end{aligned}$$

③夫の老齢厚生年金=120万円

この場合、夫の老齢厚生年金120万円が1番高額なため、妻が亡くなっても、夫の年金額は、今まで通りになります。ただし、妻が亡くなった時は、未支給の年金額の請求が夫にはあります。

社会保険についての情報 2022年10月1日から被用者保険の適用拡大があります。従業員数が101以上の企業で、従業員が週20時間以上、賃金月額が8.8万円以上、2か月以上の雇用が見込まれる場合は、社会保険に加入させなければならなくなりました。